

畜舎等の用に供される防火対象物及びその部分に対する令 32 条の適用基準(昭和 53 年 9 月 9 日消防予第 179 号通知)

問 次のような形態の鶏舎に対する消防用設備等の設置はどのようにすべきか。

- ア 木造平屋建てで、延べ面積は 3000 m²である。
- イ 屋根及び壁は波型トタンで仕上げる。
- ウ 窓はビニールで貼る。
- エ 建築物内部には照明設備が設けられるが、過電流しゃ断器を設置する。
- オ 所有は農協で、作業するものは 4 名程度である。

答 設問の防火対象物は令別表第 1 (15) 項に掲げる防火対象物に該当するものと解する。なお、当該防火対象物の位置が、周囲に十分な空地を保有する等出火した場合他への延焼のおそれが少ないと認められるものにあつては、令第 32 条の規程を適用し、消火器を設置すれば足りるものと解する。

(昭和 54 年 11 月 27 日消防予第 229 号通知)

問 牛舎等に対する消防用設備の設置について、家畜の飼育という特殊な形態であるために消防用設備等をどのように設置すべきか、ご教示願います。なお、建築物の形態等については下記のとおり。

記

建築物の形態等

- 1 鉄骨造、2 階建延べ面積 1,446 m²である。
- 2 屋根は、大波スレート葺、外壁は小波スレートで仕上げる。
- 3 1 階部分 (地上 3 m) は、全面開放で家畜の飼育に使用、2 階部分は全面スレート張りで飼料の藁を収納する。
- 4 和牛 125 頭を飼育し、牛舎の周囲の状況は、環境衛生上十分考慮され、田園に続いて山が連なるところの山間いであり、住居等の建物とは火災予防上十分な距離が保有されている。
- 5 所有者は個人で、作業員は 2 名程度である。

答 設問防火対象物は、令別表第 1 (15) 項に掲げる防火対象物に該当するものと解する。なお、設問の場合、令第 32 条の規程を適用し、消火器を基準通り設置すれば足りるものと解する。